

職業訓練指導員試験の実施について（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成27年6月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 試験を実施する職種

(1) 実技試験及び学科試験を実施する免許職種

溶接科

(2) 学科試験のうち指導方法試験を実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる免許職種

2 試験の科目

試験職種	試験の科目
溶接科	[実技試験] 1 溶接 2 ガス切断 [学科試験] 1 指導方法 職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関連法規 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 材料（材料力学、金属材料） イ 製図（読図法） ウ 溶接法（ガス溶接法、ガス切断法、アーク溶接法、電気抵抗溶接法、炭酸ガス溶接法、熱処理法） エ 測定法（測定用具及び機器、測定法） オ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 特殊溶接法（アルゴンアーク溶接法、プラズマ溶接法、レーザー加工法） イ 試験検査法（試験検査機器、破壊検査、非破壊検査、関係法規）
1の(2)に掲げる免許職種	[学科試験] 指導方法

3 受験資格

(1) 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

ア 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定に合格した者

イ 職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者

※ 詳しくは受験案内に掲載しますのでご確認ください。

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から2年を経過しない者

4 試験の期日

(1) 学科試験 平成27年9月10日（木）午前10時から

(2) 実技試験 平成27年9月11日（金）午前9時から

5 試験場所

県立新潟テクノスクール（新潟市中央区鑑西1-11-2）

6 受験手続き

(1) 試験の申込みに必要な書類

受験申込書、履歴書、写真票、受験票、受験資格及び免除資格を証する書類（技能検定合格証書の写し、資格免許証等の写し、卒業証明書、履歴証明書、実務経験証明書等）、写真2枚（45mm×35mmの大きさで申請

前6ヶ月以内に撮影した正面脱帽上半身像)、52円切手1枚及び受験手数料

(2) 受験手数料

学科試験3,100円、実技試験15,800円(新潟県収入証紙を受験申込書に貼付すること。)

ただし、実技試験又は学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては不要。なお、受験申込書を受理した後は、手数料の返還は行わない。

(3) 申込書類の提出先

郵便番号950-8570(新潟県庁専用郵便番号)

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働観光部職業能力開発課指導係

なお、郵送の場合は封書に「指導員試験受験申込書在中」と朱書きし、必ず書留郵便とすること。

(4) 申込書類の受付期間

平成27年7月27日(月)から平成27年8月7日(金)まで

なお、郵送の場合は8月7日の消印があるものまで有効とする。

7 受験票の交付

受験申込書を受理したときは、試験日の一週間前までに受験票を送付する。

8 合格発表

平成27年9月25日(金)に受験者全員に合否の結果を通知するほか、合格者の受験番号を新潟県ホームページに掲載する。

9 受験申込書の配布

(1) 配布場所

機 関 名	連 絡 先
新潟県産業労働観光部職業能力開発課	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 TEL 025-280-5262(直通)
県立新潟テクノスクール	〒950-0915 新潟市中央区鏡西1-11-2 TEL 025-247-7361
県立上越テクノスクール	〒943-0171 上越市大字藤野新田333-2 TEL 025-545-2190
県立三条テクノスクール	〒955-0024 三条市柳沢353-2 TEL 0256-38-8520
県立魚沼テクノスクール	〒949-7413 魚沼市堀之内3335-1 TEL 025-794-2410
新潟職業能力開発短期大学校	〒957-0017 新発田市新富町1-7-21 TEL 0254-22-1781
新潟職業能力開発促進センター	〒940-0044 長岡市住吉3-1-1 TEL 0258-33-2420

(2) 郵送による配布

140円切手を貼付し、あて先を明記した返信用封筒(角形2号)を同封のうえ、上記職業能力開発課あて請求すること。なお、送付する封筒に「指導員試験受験申込書請求」と朱書きすること。

10 その他

(1) 受験の注意事項(実技試験に関する携行品等)については、後日受験者に通知する。

(2) 試験について不明な点は、前記職業能力開発課に問い合わせること。